

令和7年度版

環境白書

令和6年度年次報告

有田市

有田市市民憲章

私たちは、美しくめぐみ豊かな自然にはぐくまれ、歴史と伝統に輝くふるさと有田市をかぎりなく愛し、真実を求め平和を願い、未来に向けて発展する希望のまちづくりを期し、ここにこの憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、人を大切にするこころ豊かな市民になりましょう。
- 一 心身をきたえ、健やかで生きがいのある生活をきずきましょう。
- 一 家庭や地域の環境をととのえ、未来にはばたくたくましい青少年を育てましょう。
- 一 ともに学び、文化を高め、うるおいのあるまちづくりをめざしましょう。
- 一 伝統と創造を重んじ、英知を集め、活力あるまちづくりにつとめましょう。

はじめに

本市は、450 年以上の歴史を有する有田みかんの栽培が行われるみかん山に囲まれ、日本有数の太刀魚の漁獲量を誇る豊かな海が広がる、自然と共に発展してきたまちです。

今年 8 月には、有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムがその独自の農法を評価され、世界農業遺産に認定されており、地域の自然との共生を象徴しています。

しかし、時代の変化とともに私たちの生活が豊かになるにつれ、生活ごみや産業廃棄物の増加、ごみの不適正処理や不法投棄、生活雑排水など、自然環境に悪影響を与える様々な問題が浮き彫りになっています。これらの問題は、気候変動や海洋汚染、生物多様性の減少などに直結しており、私たち一人ひとりの行動が問われる時代となっています。

本市では、再生可能エネルギーの導入やリサイクルの促進、環境教育の推進を重要視し、サーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向けた取組を推進しており、ENEOS 株式会社、サントリーグループとの 3 者による包括連携協定を締結しています。これにより、それぞれの資源やネットワークを活用し、本市におけるサーキュラーエコノミー型産業の振興を目指します。また、資源循環を推進し、市民の皆様が誇りと愛着を持って暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

今後も市民の皆様をはじめ事業所等と連携を図り、環境施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様一人ひとりの自主的かつ積極的なご参加をよろしくお願ひいたします。

この環境白書は、環境に関する地球規模の問題から私たちの身近な課題までを取り上げ、さらに令和 6 年度における有田市内の大気、水質、騒音などの測定結果をもとに環境状況を取りまとめたものです。この環境白書を通じて、環境問題に対する理解をさらに深められ、一緒に考えていただければ幸いに存じます。



令和 7 年 10 月

有田市長 玉木 久登

目 次

第1章 有田市の概要	1
第1節 市のあらまし	1
第2節 用途地域別面積等	2
第3節 生活環境行政機構及び審議会等	3
1. 生活環境行政機構	3
2. 環境対策審議会及び委員名簿	3
第4節 環境調査の活動状況	4
第5節 公害関係予算（決算）	4
第6節 有田市の自然環境	5
第2章 地球温暖化	6
第1節 地球温暖化に対する国際的な取組の流れ	6
第2節 有田市の地球温暖化への取組	7
第3節 水環境の保全（生活排水処理対策）	8
第3章 大気質	9
第1節 大気汚染の現況と対策	9
1. 大気汚染監視体制	9
2. 大気汚染物質による環境への影響	9
3. 大気汚染に係る環境基準とその評価方法	10
4. 大気汚染防止対策	11
第2節 大気汚染測定結果	11
1. 二酸化硫黄測定結果	11
2. 室素酸化物測定結果	13
3. 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果	14
4. 微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準適合状況	16
5. 光化学オキシダント	17
第4章 騒音	20
1. 環境騒音実態調査	20
2. 騒音に係る環境基準	20
3. 騒音測定結果	21
第5章 水質	22
1. 河川水質環境基準	22
2. 河川水質測定	22
3. 工場排水水質測定	24
4. 水浴場水質判定	25
第6章 環境に関する相談	26
第7章 廃棄物	27
第1節 一般廃棄物分別収集	27
1. 有田市一般廃棄物分別収集	27
2. 一般廃棄物の収集区域と体制	27
3. 一般廃棄物処理の流れ	28
4. 指定ごみ袋販売状況	28
第2節 ごみ減量化対策	29
1. 資源ごみ集団回収奨励事業	29
2. 資源ごみ回収ボックス貸出事業	29
3. 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入費補助事業	30
4. 放置自転車の撤去	31
5. 今後のごみ減量化対策	31
第3節 し尿収集運搬	32
1. 有田市のし尿処理	32
2. 生し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬処理の流れ	33

第1章 有田市の概要

第1節 市のあらまし

市の誕生 昭和 31 年 5 月 1 日

世帯数 11,632 世帯

人口 25,030 人

面積 36.83 平方キロメートル

概要 本市は、和歌山県の北西部、有田川の河口に位置し、北は海南市、東は有田川町、南は湯浅町と境を接し、西は紀伊水道に面しています。

市域は、東西約 10.5 キロメートル、南北約 5.5 キロメートルで、沖ノ島などの島々も含まれています。

紀伊水道に注ぐ有田川を中心にして、南北をみかん山に囲まれ、また県下有数の漁港を有すると同時に、県北部臨海工業地帯の一角をなす複合産業都市として発展しています。

表1 人口及び世帯の推移

(令和7年3月31日現在)

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人数 (人)
昭和 30 年	30,382	6,217	4.89
昭和 40 年	33,530	7,925	4.23
昭和 50 年	34,865	9,028	3.86
昭和 60 年	35,401	9,515	3.72
平成 7 年	35,464	10,653	3.33
平成 14 年	34,320	11,260	3.05
平成 15 年	34,080	11,264	3.03
平成 16 年	33,803	11,308	2.99
平成 17 年	33,442	11,400	2.93
平成 18 年	33,056	11,463	2.88
平成 19 年	32,665	11,520	2.84
平成 20 年	32,252	11,594	2.78
平成 21 年	31,993	11,684	2.74
平成 22 年	31,575	11,738	2.69
平成 23 年	31,311	11,837	2.65
平成 24 年	30,871	11,838	2.61
平成 25 年	30,505	11,909	2.56
平成 26 年	30,071	11,901	2.53
平成 27 年	29,578	11,897	2.49
平成 28 年	29,107	11,882	2.45
平成 29 年	28,584	11,822	2.42
平成 30 年	27,988	11,740	2.38
令和元年	27,544	11,740	2.34
令和2年	27,057	11,718	2.30
令和3年	26,562	11,730	2.26
令和4年	26,060	11,703	2.23
令和5年	25,577	11,681	2.19
令和6年	25,030	11,632	2.15

第2節 用途地域別面積等

表2

(令和7年3月31日現在)

用 途 地 域	面 積(ha)	構 成 比(%)	市面積比(%)
第一種中高層住居専用地域	65.0	10.4	1.7
第一種住居地域	250.4	39.9	6.8
第二種住居地域	8.1	1.3	0.2
近隣商業地域	29.7	4.7	0.8
商業地域	15.8	2.5	0.4
準工業地域	77.7	12.4	2.1
工業地域	8.1	1.3	0.2
工業専用地域	172.3	27.5	4.7
合計	627.1	100.0	16.9

表3

(令和7年3月31日現在)

	面 積(ha)	内農用地区域(ha)	面 積 比(%)
農業振興地域	2,818	1,431	50.78

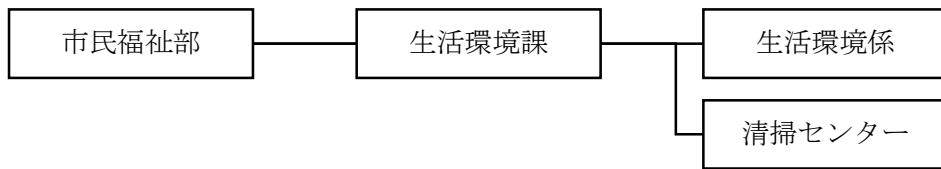
表4 西有田県立自然公園有田市域面積 92ha

区 分	規 制	面 積
特別地域	第一種特別地域 優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域	12ha
	第二種特別地域 良好な風致の維持を図るため、特に農林業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	36ha
	第三種特別地域 良好な風致の維持を図ることが必要であるが、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすことが少ない地域	44ha

第3節 生活環境行政機構及び審議会等

1. 生活環境行政機構（令和7年4月1日現在）

図1



2. 環境対策審議会及び委員名簿

有田市環境対策審議会は、市長の諮問機関として設置され、環境保全について必要な事項の調査及び審議を行います。

委員の任期は2年で、市長が委嘱または任命し、学識経験者、民間諸団体の代表者13人以内で構成されています。

表5 有田市環境対策審議会委員名簿（令和7年4月1日現在）

《委員任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日》

役職名	氏名
有田市保田地区連合自治会長	宮崎 正
有田市初島地区連合自治会長	中井 宏幸
有田市農業委員会会長	宮本 正弘
和歌山県立箕島高等学校教諭	大橋 智子
有田市果樹振興対策会議副会長	川島 正典
有田市健康推進課保健指導係長	平木 美奈
有田市婦人団体連絡協議会	栗山 仁美
有田市漁業後継者対策会議会長	田伏 英雄
有田市4Hクラブ会長	東山 有樹
紀州有田商工会議所専務理事	栗山 弘
有田市民生委員児童委員協議会会長	濱田 澄夫
有田市婦人防火クラブ連絡協議会会長	宮下 せつ子
有田市母子寡婦福祉連合会会长	有本 芳子

第4節 環境調査の活動状況

本市では、快適で住みよい環境を保全するために、環境調査を実施しています。

(1) 水質関係

① 河川水質実態調査	年2回	調査地点 9箇所
② 工場等の排水調査	年4回	調査地点 1箇所

(2) 騒音関係

環境騒音実態調査	年1回	調査地点 8箇所
工場等の騒音測定立入調査	適宜	

(3) 振動関係

工場等の振動測定立入調査	適宜
--------------	----

(4) その他

公害苦情処理	適宜
--------	----

第5節 公害関係予算（決算）

表6 年度別決算

（単位：千円）

年 度	公害対策費	環境関係歳出決算額
平成 10 年度	47,944	305,325
平成 11 年度	48,199	327,146
平成 12 年度	43,511	329,721
平成 13 年度	45,218	395,946
平成 14 年度	37,568	387,918
平成 15 年度	41,656	365,351
平成 16 年度	40,211	354,724
平成 17 年度	35,733	366,392
平成 18 年度	41,857	341,641
平成 19 年度	48,939	342,356
平成 20 年度	48,368	304,408
平成 21 年度	48,643	302,656
平成 22 年度	47,370	303,963
平成 23 年度	47,009	296,984
平成 24 年度	49,586	304,273
平成 25 年度	39,500	288,110
平成 26 年度	45,798	282,211
平成 27 年度	36,984	277,816
平成 28 年度	36,884	263,058
平成 29 年度	38,591	260,611
平成 30 年度	35,090	287,968
令和元年度	37,183	283,656
令和2年度	35,247	281,502
令和3年度	34,126	282,488
令和4年度	31,591	279,658
令和5年度	28,206	592,574
令和6年度	33,731	587,468

第6節 有田市の自然環境

本市は、山と海に囲まれた自然豊かなまちです。山手では農業が盛んで、有田の特産品である有田みかんの段々畑が広がり、海手では日本有数の漁獲量を誇る太刀魚をはじめとする漁業が盛んです。有田市野の立神社の社林は、和歌山県の自然環境保全地域に指定されており、有田市宮崎町の先端にある宮崎ノ鼻から広川町唐尾湾に至るリアス式海岸は、和歌山県立自然公園に指定されています。また、有田川河口には、多くの希少生物が生息しており、環境省により「日本の重要湿地500」に選定されています。



図2 有田みかん



図3 太刀魚モニュメント



図4 宮崎ノ鼻 ウバメガシ



図5 宮崎ノ鼻 キヨウラン

第2章 地球温暖化

第1節 地球温暖化に対する国際的な取組の流れ

1988年、カナダのトロントで、最新の科学的・技術的・社会経済的な知見に基づき、人為的な気候変動のリスクを評価し、各国政府に情報の提供を行うことを目的とした政府間機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立された。

1990年、IPCC第一次報告書により、地球温暖化が自然のものだけでなく、人間の活動によるものであることが示唆された。

1997年、京都でCOP3（気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、京都議定書が参加192ヶ国で採択された。産業革命以降、温室効果ガス排出責任国である先進国（OECD加盟国）に温室効果ガスの削減目標を設定した。

2005年、京都議定書が発効したが、アメリカやオーストラリア等は批准せず、結果55ヶ国の参加にとどまった。削減を実施する期間は、2008年から2012年までと決まり、第1約束期間と呼ばれた。

2011年、南アフリカダーバンでCOP17が開催され、米中を含むすべての主要排出国（2020年以降の法的枠組みの作成に向けて、ダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）の設立が決まり、京都議定書の第2約束期間の設定に向けた合意が採択された。

2014年、IPCCが取りまとめた第5次評価報告書によると、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いことが結論付けられた。また、1880年から2012年において、世界平均地上気温は0.85°C上昇しているとされている。

世界全体で、エネルギー効率がより急速に改善し、二酸化炭素をほとんど排出しない、再生可能エネルギー、原子力、二酸化炭素回収・貯留（CCS）付き火力・バイオマスエネルギーなどの割合が2050年までに現状の3倍から4倍近くになる2°Cシナリオでは、2100年時点での温室効果ガス排出量がほぼゼロ又はマイナスとなり、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えられる可能性が高いことも示された。

2015年、フランス パリでCOP21が開催され、参加195カ国によるパリ協定が採択された。この協定には、産業革命前からの気温上昇2°C未満目標と共に、1.5°C未満に抑えることが明記され、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出した。また、1.5°C未満目標については、IPCCにその排出経路を明らかにすることを要求。このほか、進捗状況をチェックすることや、各国で削減目標を5年ごとに見直すことなどを決めた。

2016年、モロッコ マラケシュでCOP22が開催され、パリ協定のルール作りを軌道に乗せること等が合意された。

現在協定を批准できていない国を含めてルール作りに参加できるよう、現在の締結国会議（CMA1）を一時中断すること、2018年に開催されるCOP24までにルール作りを完了させ、CMA1を再開すること、その内で作成されたルールを採択すること、2020年よりパリ協定の取組を開始すること等を決めた。

我が国は、2015年にCOP21開催に先立ち、「日本の約束草案」を国連気候変動条約事務局に提出し、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を掲げた。

また、2020年10月に、菅首相が国会の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、その実現に向けた取組を始めた。

2021年10月には地球温暖化対策計画が閣議決定された。これは、2016年5月に閣議決定した前回の計画を5年ぶりに改正した内容となっている。内容は、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。

第2節 有田市の地球温暖化への取組

有田市では、有田市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を令和6年12月に改定し、有田市役所を市内最大の事業所の一つとして、市が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し温室効果ガス排出量を削減することに努めています。

職員は、日常の業務と地球温暖化問題との関わりを認識し、環境への負荷の少ない対応を心掛けています。

有田市においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付け、達成を目指します。

- ① 平成27年3月より、市役所庁舎屋上に太陽光発電パネルを設置し、庁内の電力の一部に充てています。今後も市有施設への太陽光発電設備の設置を検討します。
- ② 公用車（乗用車・貨物自動車）の更新時にあわせて電動車（電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)）の導入を推進します。
- ③ 施設等の新築及び改修時には、LED 照明を設置します。また、既存の施設等においても計画的にLED 照明への切替えを行います。
- ④ クールビズ及びウォームビズに努めています。季節に応じて、夏は軽装、冬は重ね着をし、冷房や暖房に頼り切らない服装をしています。また、冷暖房室温を夏季は28°C、冬季は17°Cを目安として設定し電力消費を抑えます。
- ⑤ 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

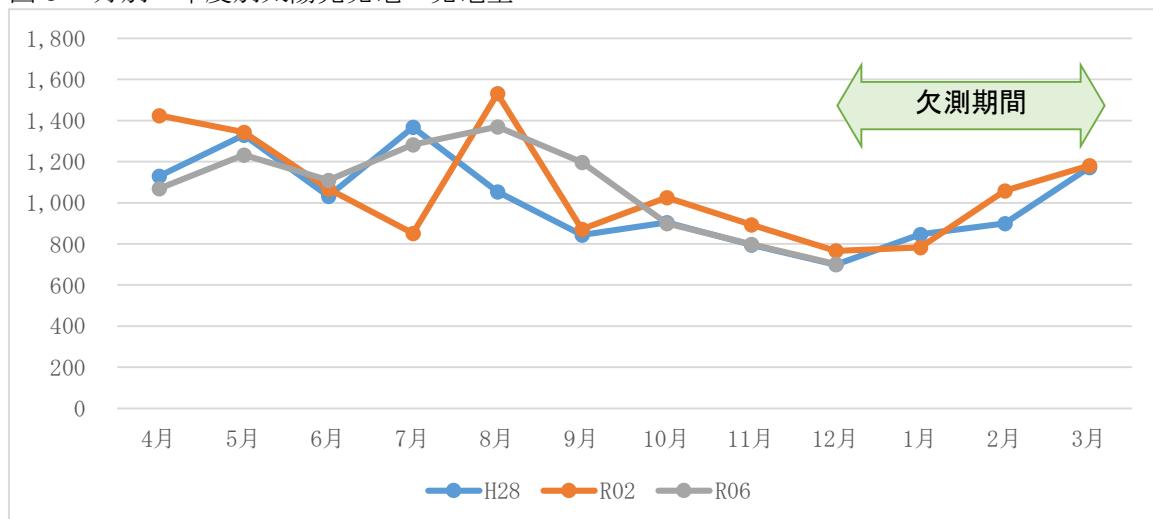
表7 年度別月別太陽光発電量

(単位 : KWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H28	1,130	1,329	1,032	1,368	1,053	844	904	795	700	847	900	1,173	12,075
H29	1,198	1,433	1,235	1,327	1,340	962	659	823	730	817	994	1,245	12,762
H30	1,326	1,213	1,135	1,294	1,413	783	1,054	874	561	772	838	1,159	12,422
R01	1,376	1,429	1,173	997	1,094	1,185	816	976	650	671	778	1,176	12,326
R02	1,424	1,344	1,068	851	1,531	871	1,026	893	767	783	1,058	1,181	12,797
R03	1,341	947	1,112	1,211	990	886	1,163	874	821	808	952	1,130	12,235
R04	1,250	1,278	1,196	1,183	1,247	1,028	1,066	876	701	862	866	1,048	12,607
R05	1,120	1,186	948	1,336	1,244	1,128	1,135	854	197	237	834	1,116	11,340
R06	1,069	1,233	1,110	1,283	1,370	1,197	900	799	702	※	※	※	-

※欠測

図6 月別・年度別太陽光発電 発電量



第3節 水環境の保全（生活排水処理対策）

浄化槽法の一部改正によって、平成13年4月から浄化槽設置時においては、合併処理浄化槽を設置しなければならないと義務付けられました。新築時の設置や単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの付替えにより、合併処理浄化槽の設置が進み、汚水処理人口普及率は上昇しています。

しかしながら、当市における汚水処理人口普及率は、41.5%（令和6年度国平均93.7%・県平均72.0%）であり、水環境の保全、市民が健康で快適に生活できる健全な水環境を確保するという目的達成のためには、水環境悪化の最大要因である生活排水（し尿及び雑排水）に係る対策を早急に講じていかなければなりません。

本市では、平成6年度より有田市合併処理浄化槽設置整備事業として、合併処理浄化槽設置に対し補助金を交付することで、合併処理浄化槽の設置を推進しています。平成13年4月の浄化槽法の一部改正により、新築時等浄化槽設置の際は必然的に合併処理浄化槽が設置されることになりますが、既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの付替え等、いかに整備していくかが今後の大きな課題です。

なお、平成26年度からは、単独浄化槽の撤去費用についても助成できるようになり、また、平成29年度からは、飲食店・旅館の50人槽以下の浄化槽の付替えについても補助の対象となりました。

さらに、平成30年度からは、新築や建替えの場合を除くくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えによる配管工事費用、令和5年度からは、くみ取り便槽の撤去費用も助成の対象となりました。

また、本市では、漁業集落排水処理事業として、矢櫃地区・逢井地区がそれぞれこの認可を受け、地区内の生活排水が集合処理されています。

今後の汚水処理整備について、水環境の保全上、あらゆる方向から引き続き各担当課間等で十分協議し、早急に整備が図られるよう汚水適正処理構想を適宜見直しながら、汚水処理整備率の向上を図ります。

平成6年度より実施している合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付基数は、下表8のとおりです。

表8 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付基数

年度	交付基数
H6	5
H7	7
H8	25
H9	12
H10	14
H11	19
H12	45
H13	152
H14	146
H15	164
H16	144
H17	135
H18	106
H19	127
H20	114
H21	100

年度	交付基数
H22	98
H23	105
H24	87
H25	99
H26	89
H27	89
H28	72
H29	75
H30	88
H31	94
R02	73
R03	86
R04	72
R05	58
R06	50
合計	2,550

第3章 大気質

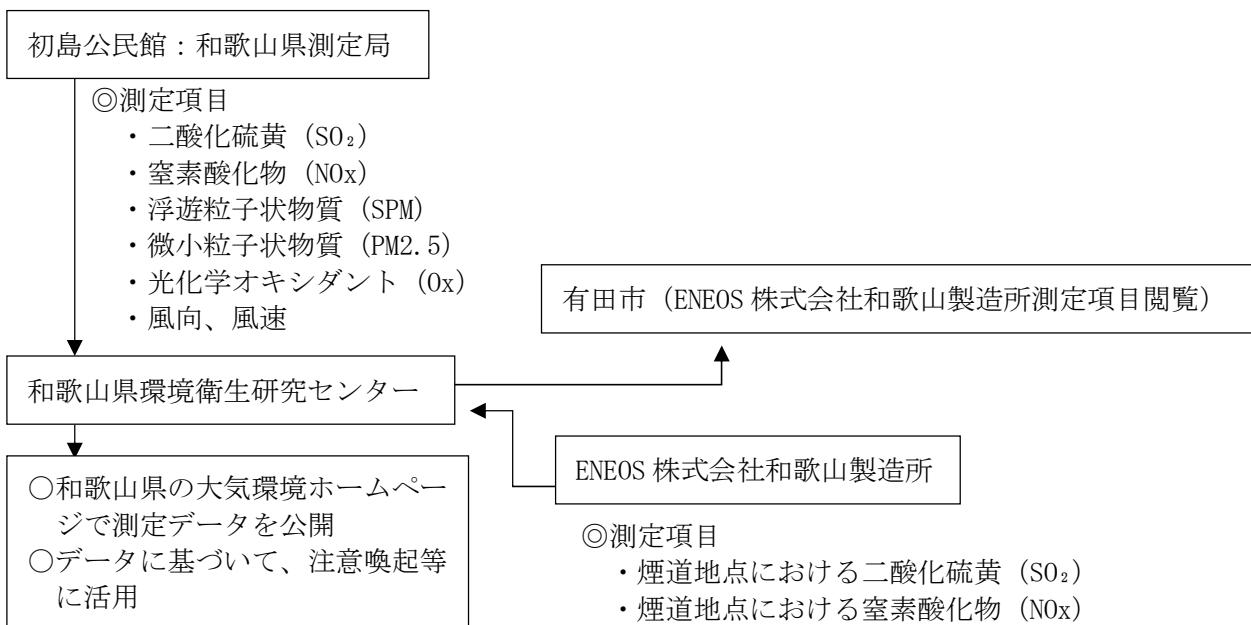
第1節 大気汚染の現況と対策

1. 大気汚染監視体制

大気汚染に関する監視は、初島公民館（県測定局）1か所で常時観測を行い、その測定データは、テレメーターにより和歌山県環境衛生研究センターに伝送されています。伝送されたデータは、「和歌山県の大気環境」ホームページ上で公開されています。

また、ENEOS 株式会社和歌山製造所内煙道においても常時観測されています。その測定データは、和歌山県環境衛生研究センターに伝送したクラウドデータ閲覧で監視しています。測定項目及び監視システムは、下図 7 のとおりです。

図 7 測定項目及び監視システム



2. 大気汚染物質による環境への影響

(ア) 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄 (SO_2) などの硫黄酸化物は、石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生し、酸性雨などの原因となります。高度経済成長期には、工場からの煙などに含まれる硫黄酸化物による大気汚染が進行し、大きな社会問題になりました。

現在は、様々な対策や規制により、濃度は減少しています。

(イ) 窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、ものを燃やすことで発生します。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様です。都市部の自動車から排出される窒素酸化物による大気汚染が問題となり、現在も排出ガス規制などにより、排出量を減らす努力が続けられています。

(ウ) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質は、工場などから出るばいじんやディーゼル車の排気ガスなどのほか、土埃などの自然現象により発生する粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の小さな粒子を指します。

都市部の自動車交通量の増加に伴い、浮遊粒子状物質による大気汚染が深刻化したため、様々な規制が実施されています。

なお、浮遊粒子状物質の中でも、より小さい直径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものは、「PM2.5」と呼ばれ、別途排出規制と対策が講じられています。

(エ) 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出された窒素酸化物 (NO_x) や揮発性有機化合物 (VOC) が太陽光を受けて光化学反応を起こすことで生じる物質です。高濃度の光化学オキシダントが大気中に漂う現象を光化学スモッグといいます。

3. 大気汚染に係る環境基準とその評価方法

大気汚染に係る環境基準については、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素及びダイオキシン類の6物質について定められています。(下表9参照)

大気の汚染状況を環境基準によって評価する場合には、長期的評価と短期的評価があります。(下表9、10参照)

表9 大気汚染に係る環境基準

物 質 (告示年月日)	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂) (昭和 48 年 5 月 16 日)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂) (昭和 53 年 7 月 11 日)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
一酸化炭素 (CO) (昭和 48 年 5 月 8 日)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) (昭和 48 年 5 月 8 日)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント (O _x) (昭和 48 年 5 月 8 日)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
ダイオキシン類 (平成 11 年 12 月 27 日)	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM2.5) (平成 21 年 9 月 9 日)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること

表10 大気汚染に係る環境基準の評価方法一覧

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果等を判断するなど、年間にわたる測定結果から評価を行う場合は、以下の方法により長期的評価を行う。	
	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2 % の範囲にあるものを除外した最高値（以下「1 日平均値の年間 2 %除外値」という。）を用いて評価を行う。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連續した場合は、このような取扱いは行わない。
	二酸化窒素	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98 % 目に相当する値（以下「1 日平均値の年間 98 % 値」）を用いて評価を行う。
	微小粒子状物質	1 年間に測定されたすべての 1 日平均値の平均値を長期基準（1 年平均値）と比較し、評価を行う。 かつ、年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98 % 目に相当する値を短期基準（1 日平均値）と比較し、評価を行う。
短期的評価	大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続又は随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間について環境基準の評価を行う。 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントが対象。	

1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測（異常値を含む。）が 1 日（24 時間）の内に 4 時間を超える場合には、評価の対象としない。

4. 大気汚染防止対策

硫黄酸化物に係る排出基準について、工場事業場に設置されているばい煙発生施設等は、K値規制により排出規制が行われています。

また、北部臨海工業地域については、K値規制のほか、大規模工場には総量規制基準、小規模工場には燃料使用基準が定められているため、環境汚染は着実に改善されてきています。

窒素酸化物については、ばい煙発生施設の種類・規模・設置年月日ごとに排出規制が定められています。この規制は、昭和48年8月の一次規制に始まり、昭和58年9月の五次規制まで排出基準の強化がされています。

これらに基づき、今後とも県と連携しながら規制基準の遵守状況を監視し、必要に応じ指導を行いつながら環境基準の達成維持に努めます。

第2節 大気汚染測定結果

1. 二酸化硫黄測定結果

二酸化硫黄の測定については、初島公民館（県測定期）1箇所で常時監視をしています。

(ア) 年平均濃度の推移

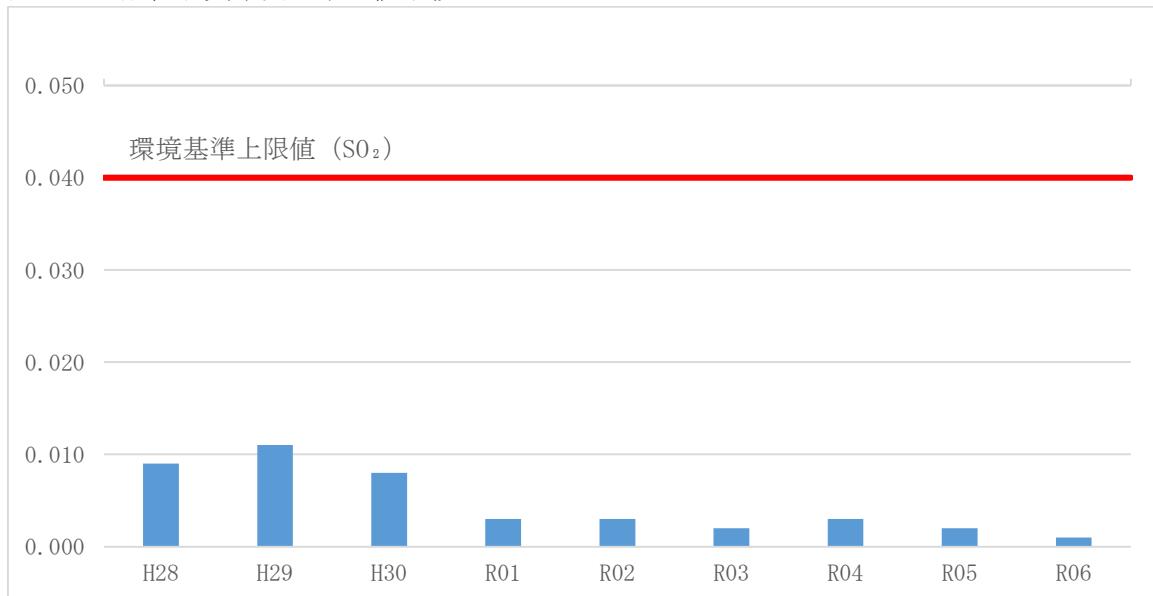
令和6年度の年平均値については、0.001ppmでした。

平成28年度以降の年平均値は、下表11のとおりで、基準値以下の低濃度で推移しています。

表11 二酸化硫黄年度別平均値 (単位: ppm)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
二酸化硫黄 (SO ₂)	0.009	0.011	0.008	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001

図8 二酸化硫黄年度別平均値推移



(イ) 年度・月別二酸化硫黄濃度の推移

全体を通して、基準値以下の低濃度で推移しています。

表 12 二酸化硫黄年度別月別測定値

(単位 : ppm)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	0.010	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005	0.006	0.007	0.006	0.008	0.006	0.007
H27	0.009	0.008	0.010	0.008	0.009	0.009	0.006	0.008	0.009	0.006	0.007	0.008
H28	0.007	0.006	0.009	0.007	0.008	0.009	0.009	0.010	0.011	0.011	0.011	0.010
H29	0.010	0.010	0.010	0.008	0.007	0.008	0.013	0.015	0.013	0.014	0.011	0.013
H30	0.012	0.011	0.012	0.010	0.011	0.009	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
R01	0.006	0.004	0.003	0.002	0.002	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
R02	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.004	0.004	0.002	0.003	0.002	0.002
R03	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.003
R04	0.003	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.003	0.004	0.002	0.004	0.007	0.004
R05	0.003	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	※
R06	※	※	※	※	※	※	※	※	0.001	0.001	0.001	0.001

※欠測

図 9 二酸化硫黄年度別月別測定値推移



(ウ) 環境基準適合状況

平成 26 年度から令和 6 年度までの長期的評価による環境基準適合状況は、下表 13 のとおりです。

表 13 二酸化硫黄年度別環境基準適合状況

(単位 : ppm)

年度	年平均値	1 時間値が基準値 (0.1ppm) を超えた時間数とその割合		1 日平均値が基準値 (0.04ppm) を超えた日数とその割合		1 日平均の 2% 除外値	1 日平均値が基準値 (0.04ppm) を超えた日数が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の適否
		時間数	%	時間数	%			
H26	0.006	0	0	0	0	0.017	無	適
H27	0.008	0	0	0	0	0.019	無	適
H28	0.009	0	0	0	0	0.018	無	適
H29	0.011	0	0	0	0	0.021	無	適
H30	0.008	0	0	0	0	0.018	無	適
R01	0.003	0	0	0	0	0.012	無	適
R02	0.003	0	0	0	0	0.010	無	適
R03	0.002	0	0	0	0	0.007	無	適
R04	0.003	0	0	0	0	0.015	無	適
R05	0.002	0	0	0	0	0.011	無	適
R06	0.001	0	0	0	0	0.002	無	※

※欠測により測定時間が規定未満のため評価不可

2. 窒素酸化物測定結果

窒素酸化物の測定については、初島公民館（和歌山県測定期）1 局で常時監視しています。

なお、二酸化窒素については、環境基準値が設定されていますが、一酸化窒素には環境基準値が設定されていません。

(ア) 年平均濃度の推移

令和 6 年度の年平均値については、一酸化窒素が 0.002ppm、二酸化窒素が 0.005ppm でした。

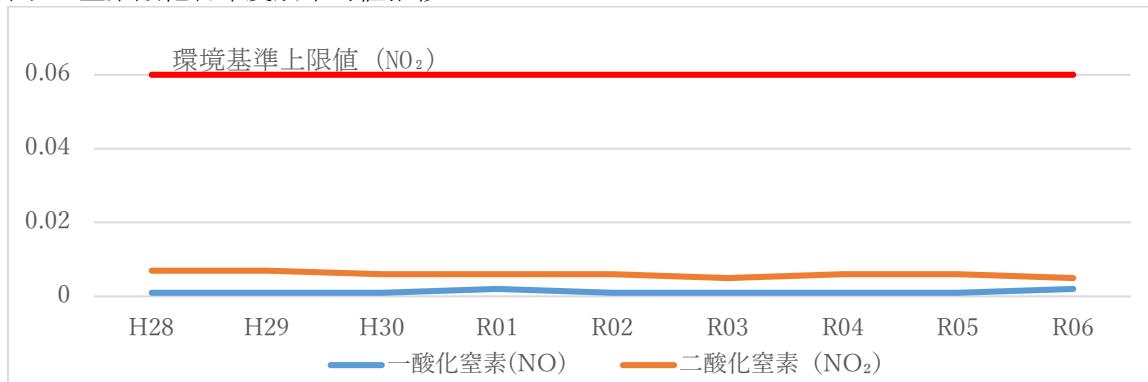
平成 28 年度以降の年平均値は、下表 14 のとおりで、基準値以下の低濃度で推移しています。

表 14 窒素酸化物年度別平均値

(単位 : ppm)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
一酸化窒素 (NO)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.006	0.005

図 10 窒素酸化物年度別平均値推移



(イ) 令和6年度月別窒素酸化物濃度測定結果

令和6年度の月別平均値は下表15のとおりです。

二酸化窒素については、いずれの月においても環境基準値以下の低濃度で推移しています。

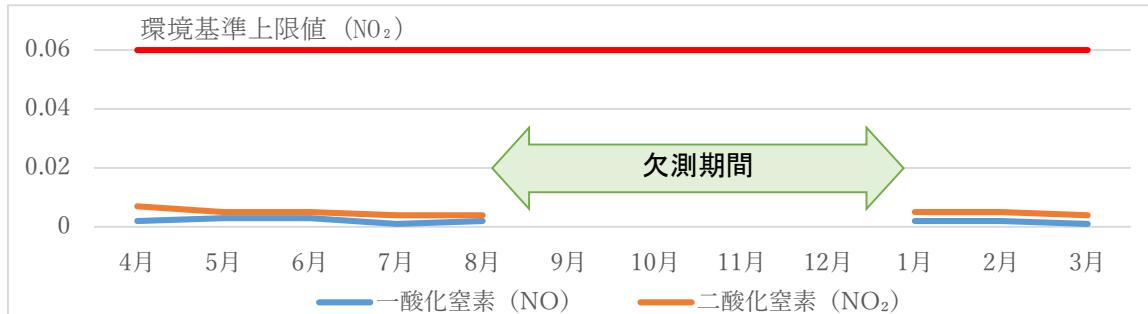
表15 令和6年度窒素酸化物月別測定値

(単位: ppm)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一酸化窒素 (NO)	0.002	0.003	0.003	0.001	0.002	※	※	※	※	0.002	0.002	0.001
二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.005	0.005	0.004	0.004	※	※	※	※	0.005	0.005	0.004

※欠測

図11 令和6年度窒素酸化物月別測定値推移



(ウ) 環境基準適合状況(二酸化窒素)

平成26年度から令和6年度までの長期的評価による二酸化窒素の環境基準適合状況は、下表16のとおりです。

なお、一酸化窒素には環境基準値が定められておりません。

表16 二酸化窒素年度別環境基準適合状況

(単位: ppm)

年度	年平均値	1日平均値が基準値(0.06ppm)を超えた日数とその割合		1日平均値が基準値(0.06ppm以下)の日数とその割合		98%評価値	環境基準の適否
		日数	%	日数	%		
H26	0.008	0	0	0	0	0.019	適
H27	0.009	0	0	0	0	0.018	適
H28	0.007	0	0	0	0	0.013	適
H29	0.007	0	0	0	0	0.014	適
H30	0.006	0	0	0	0	0.014	適
R01	0.006	0	0	0	0	0.014	適
R02	0.006	0	0	0	0	0.013	適
R03	0.005	0	0	0	0	0.012	適
R04	0.006	0	0	0	0	0.012	適
R05	0.006	0	0	0	0	0.014	適
R06	0.005	0	0	0	0	0.012	※

※欠測により測定時間が規定未満のため評価不可

3. 浮遊粒子状物質(SPM)測定結果

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものをいいます。

浮遊粒子状物質には、主に工場などから排出されるばいじんや粉じん、風で飛散した土埃、自動車などの排気ガスに含まれる微粒子などが含まれます。

浮遊粒子状物質の測定については、初島公民館(県測定局)1局で常時監視しています。

(ア) 浮遊粒子状物質年度別平均値推移

令和6年度の初島公民館測定値の年平均値については、0.013ppmでした。

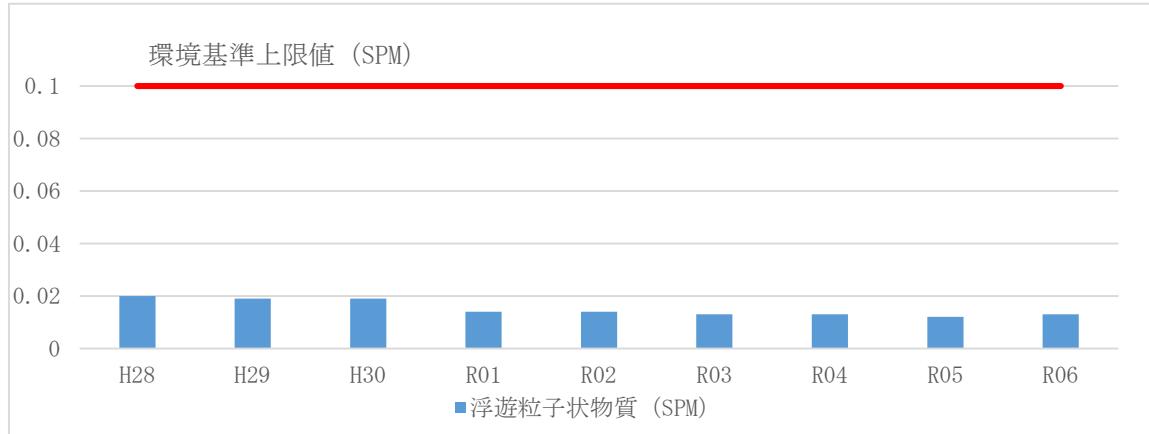
平成28年度以降の年度別平均値は、下表17のとおり基準値以下の低数値で推移しています。

表17 浮遊粒子状物質年度別平均値

(単位: ppm)

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.020	0.019	0.019	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.013

図12 浮遊粒子状物質年度別平均値推移



(イ) 年度別月別浮遊粒子状物質測定値推移

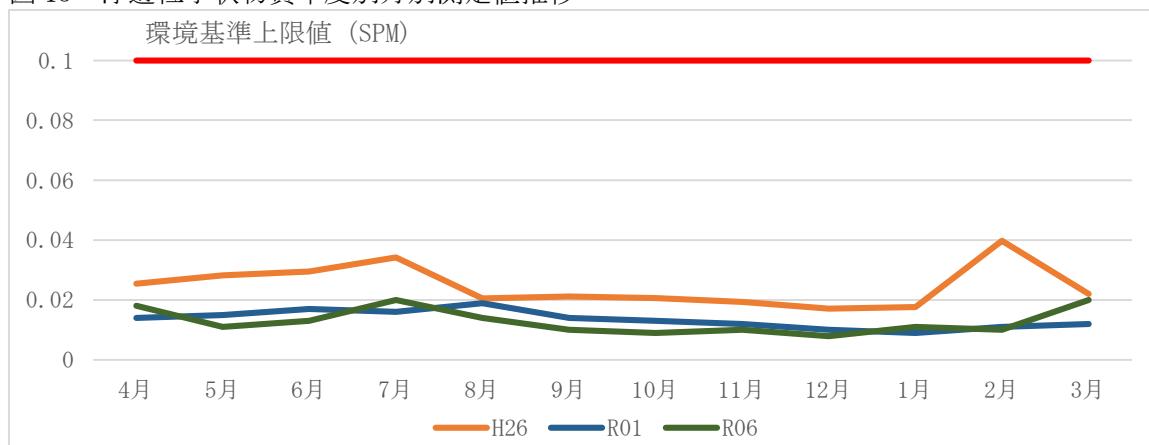
下表18のとおり全体を通して、基準値以下の低濃度で推移しています。

表18 浮遊粒子状物質年度別月別測定値

(単位: ppm)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	0.025	0.028	0.030	0.034	0.021	0.021	0.021	0.019	0.017	0.018	0.040	0.022
H27	0.021	0.021	0.020	0.025	0.032	0.018	0.021	0.015	0.015	0.017	0.019	0.019
H28	0.020	0.023	0.020	0.023	0.026	0.018	0.019	0.023	0.015	0.016	0.015	0.018
H29	0.019	0.019	0.018	0.022	0.026	0.019	0.017	0.018	0.014	0.015	0.018	0.021
H30	0.026	0.021	0.021	0.029	0.024	0.021	0.017	0.014	0.011	0.011	0.015	0.015
R01	0.014	0.015	0.017	0.016	0.019	0.014	0.013	0.012	0.010	0.009	0.011	0.012
R02	0.014	0.013	0.017	0.015	0.023	0.013	0.010	0.010	0.010	0.011	0.012	0.016
R03	0.013	0.015	0.014	0.018	0.016	0.014	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.014
R04	0.013	0.014	0.013	0.014	0.019	0.013	0.010	0.012	0.009	0.012	0.011	0.016
R05	0.018	0.013	0.016	0.017	0.012	0.012	0.010	0.012	0.011	0.008	0.008	0.012
R06	0.018	0.011	0.013	0.020	0.014	0.010	0.009	0.010	0.008	0.011	0.010	0.020

図13 浮遊粒子状物質年度別月別測定値推移



(ウ) 環境基準適合状況

平成 26 年度から令和 6 年度までの測定値の長期的評価による環境基準適合状況は、下表 19 のとおりです。

表 19 浮遊粒子状物質年度別環境基準適合状況 (単位 : mg/m³)

年度	年平均値	1 時間値が基準値 (0.20mg/m ³) を超えた時間数とその割合		1 日平均値が基準値 (0.10mg/m ³) を超えた日数とその割合		2 % 除外値	環境基準の適否
		時間数	%	日数	%		
H26	0.025	0	0	0	0	0.048	適
H27	0.020	0	0	0	0	0.050	適
H28	0.020	0	0	0	0	0.037	適
H29	0.019	0	0	0	0	0.037	適
H30	0.019	0	0	0	0	0.041	適
R01	0.014	0	0	0	0	0.035	適
R02	0.014	0	0	0	0	0.033	適
R03	0.013	0	0	0	0	0.031	適
R04	0.013	0	0	0	0	0.031	適
R05	0.012	0	0	0	0	0.031	適
R06	0.013	0	0	0	0	0.034	適

4. 微小粒子状物質 (PM2.5) の環境基準適合状況

微小粒子状物質とは、直径 2.5μm 以下の非常に小さな粒子です。浮遊粒子状物質よりもさらに小さい粒子で、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属などを主な成分とする混合物です。

微小粒子状物質については、初島公民館で平成 26 年 9 月から測定を開始しています。

平成 26 年以降の測定値と、長期的評価による環境基準の適合状況は、下表 20 のとおりです。

表 20 微小粒子状物質年度別環境基準適合状況 (単位 : μg/m³)

年度	年平均値	1 時間値が基準値 (35μg/m ³) を超えた時間数とその割合		2 % 除外値	環境基準の適否
		時間数	%		
H26	13.81	0	0	30.83	適
H27	13.00	5	0	31.96	適
H28	11.72	0	0	22.79	適
H29	12.29	1	0	28.71	適
H30	11.60	0	0	26.00	適
R01	10.5	1	0.3	24.9	適
R02	10.1	2	0.6	25.0	適
R03	9.0	0	0	19.1	適
R04	9.4	0	0	17.8	適
R05	9.1	0	0	20.3	適
R06	8.3	0	0	21.6	適

5. 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、工場や自動車等からの排気ガスに含まれる窒素酸化物とガソリンや溶剤に含まれる揮発性有機化合物が大気中で太陽の強い紫外線を受け、化学反応を起こすことで発生する物質です。光化学オキシダントの濃度が高くなると、白くモヤがかかったようになり、この現象を「光化学スモッグ」といいます。発生すると、目がチカチカしたり、喉が痛んだり、頭痛を引き起こしたりするなど、人体に悪影響を与えます。

国では、窒素酸化物や硫黄酸化物の排出規制に続けて、平成18年度から揮発性有機化合物の排出規制を行っています。

・測定局について

光化学オキシダントの測定局は、和歌山県内に11局あり、内1局が有田市の初島公民館です。

・緊急時の対応について

和歌山県では、測定局においてオキシダントの濃度が上がってくると、注意を喚起するため、予報・注意報・警報等（以下予報等）を発令します。

有田市では、予報等が発令されると、「和歌山県オキシダント緊急時対策実施要領」に基づき、速やかに市民及び関係機関に連絡し連携措置をとり、注意喚起を行います。

和歌山県内での予報等は、A地域（和歌山市）、B地域（海南市（下津町を除く））、C地域（旧下津町・有田市）の3地域に分かれて発令されます。

令和6年度は、9月9日、9月25日、9月26日にC地域において予報が発令されました。

過去の予報等発令状況については、次頁表21のとおりであり、昭和54年以降は有田市地域（C地域）で予報、注意報のみで、警報は発令されたことはありません。

・予報等発令基準について

和歌山県オキシダント緊急時対策実施要領（抜粋）

1) 予報発令

地域内に設置する測定局のうち、1局のオキシダント濃度が0.10ppm以上になり、かつ、気象条件等から判断して、当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき、当該地域に予報を発令するものとする。

2) 注意報発令

オキシダントによる大気汚染に状況が悪化し、地域内における2測定局のオキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、気象条件等から判断して、当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき、当該地域に注意報を発令するものとする。

3) 警報発令

前号の状態がさらに悪化し、地域内における2測定局のオキシダント濃度が0.30ppm以上になり、かつ、気象条件等から判断して、当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき、当該地域に警報を発令するものとする。

4) 重大緊急警報

オキシダントによる大気汚染の状況が前号の状態よりさらに悪化し、地域内における2測定局のオキシダント濃度が0.40ppm以上になり、かつ、気象条件等から判断して、当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき、当該地域に重大緊急警報を発令するものとする。

表21 光化学オキシダント年度別予報等発令実績

	A 地域：和歌山市		B 地域：海南省		C 地域：有田市・ 旧下津町	
	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
S54	0	0	5	0	5	0
S55	1	0	0	0	1	0
S56	2	0	2	0	3	0
S57	2	0	5	0	5	0
S58	1	0	5	0	1	0
S59	0	0	4	0	10	0
S60	0	0	0	0	4	0
S61	5	0	7	0	1	0
S62	2	0	5	1	8	0
S63	1	0	2	0	0	0
H01	0	0	2	0	0	0
H02	6	1	1	0	1	0
H03	0	0	0	0	0	0
H04	0	0	0	0	0	0
H05	4	0	0	0	0	0
H06	5	1	2	0	2	0
H07	3	1	3	0	1	0
H08	5	1	1	0	0	0
H09	2	1	5	0	0	0
H10	2	0	2	1	1	0
H11	4	0	2	0	0	0
H12	11	2	6	0	0	0
H13	1	1	5	1	2	0
H14	2	1	2	1	2	0
H15	2	0	2	0	2	0
H16	5	0	3	0	1	0
H17	0	0	0	0	1	0
H18	2	1	2	0	4	0
H19	2	1	1	0	0	0
H20	3	0	1	0	0	0
H21	2	0	1	0	0	0
H22	1	0	3	0	1	0
H23	0	0	0	0	0	0
H24	0	0	2	0	2	0
H25	8	0	4	0	4	0
H26	2	0	2	1	2	0
H27	3	0	2	0	8	0
H28	1	0	1	0	3	0
H29	2	0	0	0	1	0
H30	0	0	1	0	1	0
R01	1	0	1	0	1	1
R02	0	0	0	0	0	0
R03	1	0	0	0	0	0
R04	2	0	1	0	1	0
R05	0	0	0	0	1	0
R06	0	0	0	0	3	0

表22 令和6年度光化学オキシダント特別監視期間内発令状況（令和6年5月7日～10月4日）

発令年月日	発令区分	発令地域	発令時刻	解除時刻	測定局	濃度(ppm)
9月9日	予報	C	14:20	16:20	初島公民館	0.113
9月25日	予報	C	14:20	日没解除	初島公民館	0.101
9月26日	予報	C	13:20	日没解除	初島公民館	0.101

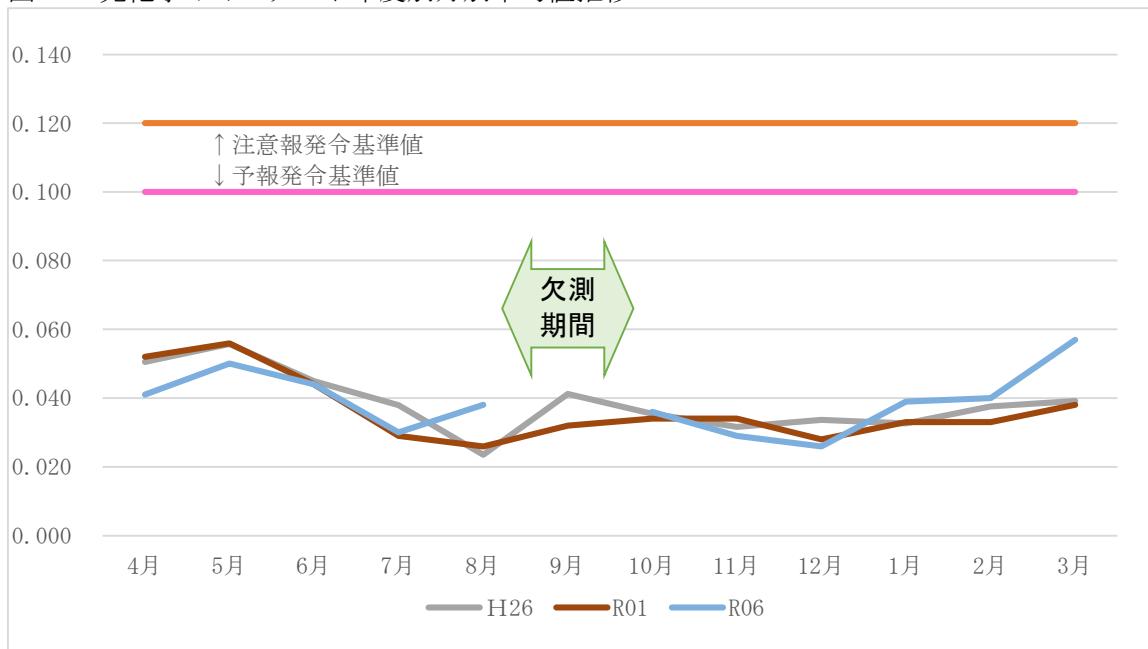
表23 光化学オキシダント年度別月別平均値

(単位: ppm)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H26	0.050	0.056	0.045	0.038	0.024	0.041	0.035	0.032	0.034	0.033	0.038	0.039
H27	0.045	0.054	0.041	0.027	0.038	0.036	0.043	0.028	0.029	0.035	0.038	0.042
H28	0.045	0.054	0.039	0.029	0.038	0.028	0.031	0.030	0.030	0.034	0.036	0.040
H29	0.047	0.051	0.045	0.027	0.035	0.036	0.030	0.027	0.025	0.028	0.035	0.043
H30	0.051	0.049	0.039	0.030	0.029	0.035	0.040	0.034	0.034	0.038	0.039	0.049
R01	0.052	0.056	0.044	0.029	0.026	0.032	0.034	0.028	0.033	0.033	0.033	0.038
R02	0.050	0.046	0.040	0.029	0.035	0.033	0.037	0.030	0.034	0.031	0.037	0.036
R03	0.046	0.047	0.044	0.028	0.028	0.037	0.039	0.038	0.033	0.035	0.040	0.041
R04	0.043	0.052	0.035	0.032	0.034	0.036	0.036	0.034	0.035	0.035	0.035	0.040
R05	0.046	0.047	0.040	0.032	0.023	0.033	0.043	0.037	0.034	0.032	0.032	0.036
R06	0.041	0.050	0.044	0.030	0.038	※	0.036	0.029	0.026	0.039	0.040	0.057

※欠測

図14 光化学オキシダント年度別月別平均値推移

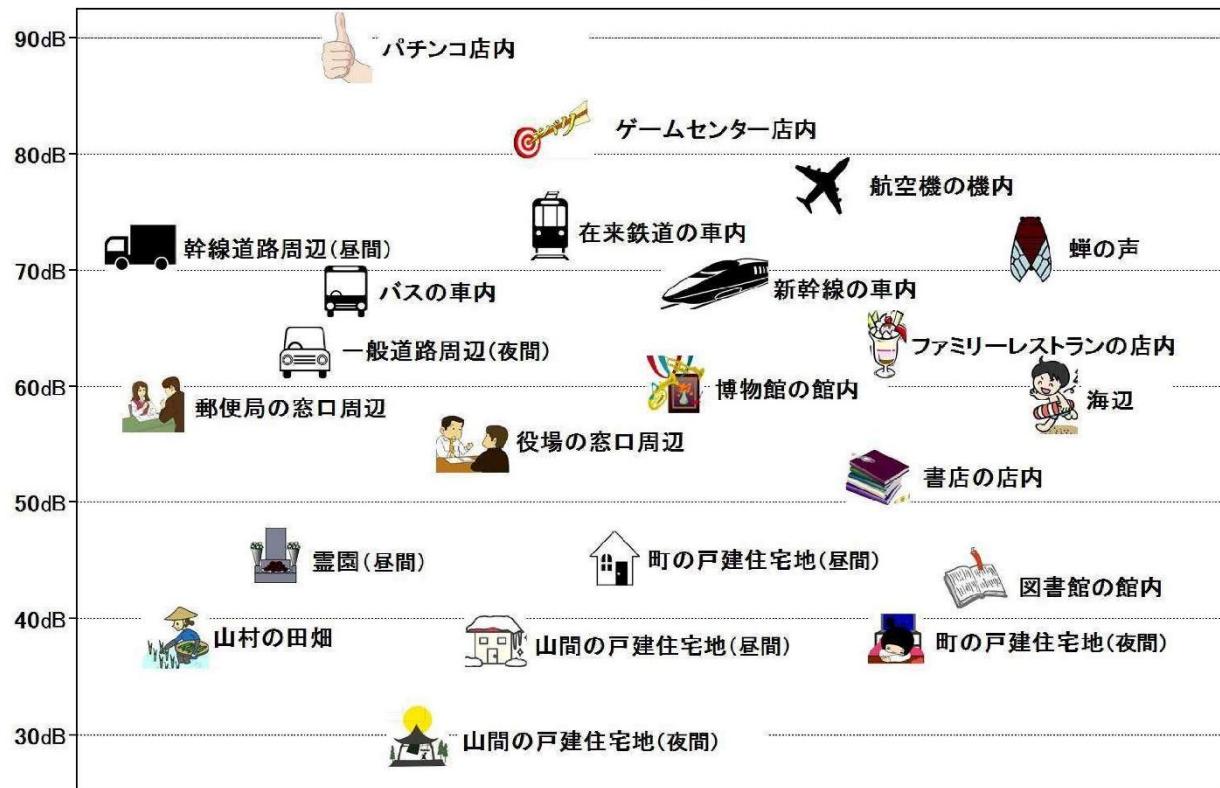


第4章 騒音

1. 環境騒音実態調査

有田市では、環境騒音の実態を把握するため、毎年度市内8か所で騒音測定調査（連続24時間）を実施しています。令和6年度に実施した測定調査の結果は、次頁表26のとおりです。

表24 騒音の大きさの目安



（出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会）

2. 騒音に係る環境基準

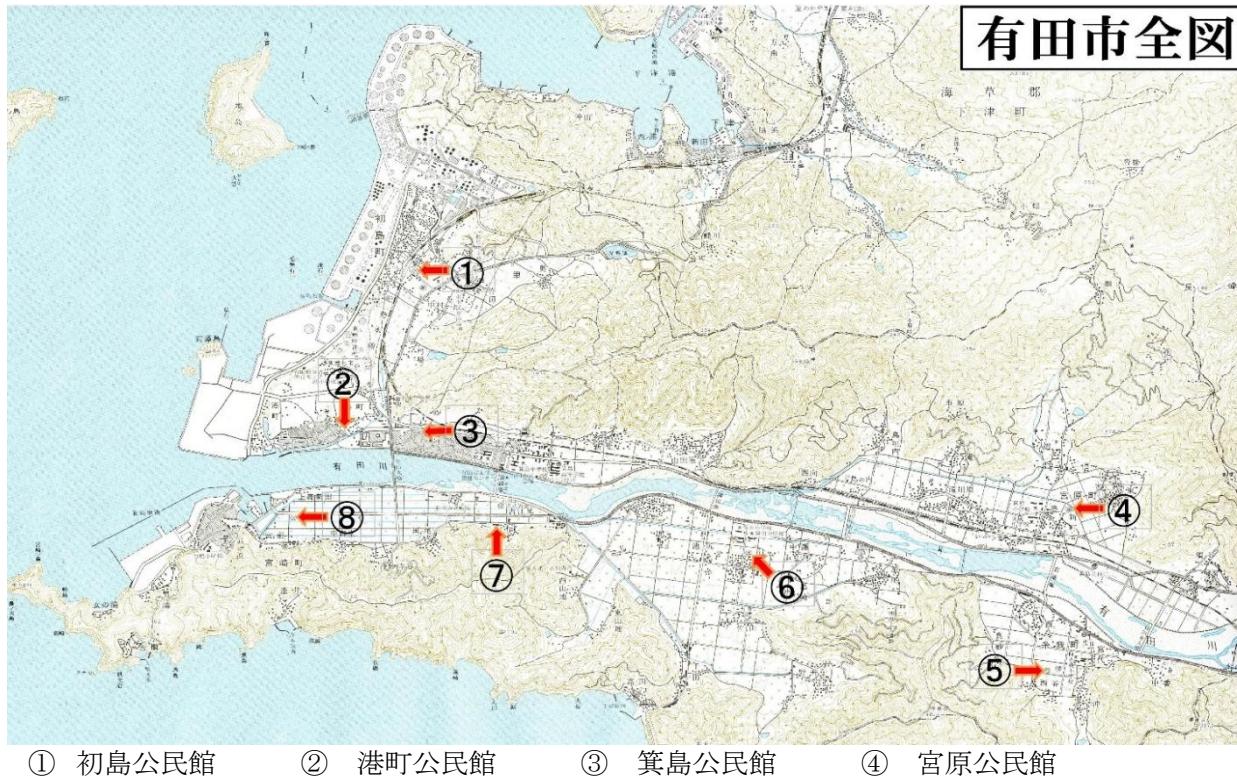
騒音に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められており、騒音防止対策を進めるうえでの目標値となっています。

表25 道路に面する地域以外の基準

地域の類型	基準値		該当する測定地点
	昼間	夜間	
AA 地域 ※福祉施設等が集中して設置されるなど特に静穏を要する地域	50dB 以下	40dB 以下	なし
A 地域 ※専ら住居の用に供される地域	55dB 以下	45dB 以下	なし
B 地域 ※主として住居の用に供される地域	55dB 以下	45dB 以下	①初島公民館、②港町公民館、④宮原公民館 ⑤糸我公民館、⑥保田公民館、⑦中央地区公民館 ⑧宮崎公民館
C 地域 ※相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域	60dB 以下	50dB 以下	③箕島公民館

3. 騒音測定結果

図 15 測定場所



- | | | | |
|---------|---------|-----------|---------|
| ① 初島公民館 | ② 港町公民館 | ③ 箕島公民館 | ④ 宮原公民館 |
| ⑤ 糸我公民館 | ⑥ 保田公民館 | ⑦ 中央地区公民館 | ⑧ 宮崎公民館 |

表 26 測定結果

(単位 : dB)

測定地点	地域分類等	測定期間	最大値 (測定時刻)	最小値 (測定時刻)	平均値	
					昼間 6-22 時	夜間 22-6 時
①初島公民館	B 地域 1 車線	R7. 1. 21 ~ R7. 1. 22	78.2 (10:45~ 11:45)	37.4 (1:45~ 2:45)	45.40	39.81
②港町公民館	B 地域 1 車線	R7. 1. 22 ~ R7. 1. 23	80.8 (10:20~ 11:20)	30.2 (11:20~ 12:20)	45.54	39.08
③箕島公民館	C 地域 2 車線	R7. 1. 24 ~ R7. 1. 25	91.8 (12:30~ 13:30)	29.6 (23:30~ 0:30)	48.79	37.59
④宮原公民館	B 地域 1 車線	R7. 1. 27 ~ R7. 1. 28	83.1 (14:35~ 15:35)	27.1 (23:35~ 0:35)	47.75	37.60
⑤糸我公民館	B 地域 1 車線	R7. 1. 28 ~ R7. 1. 29	81.9 (17:25~ 18:25)	28.1 (0:25~ 1:25)	45.08	35.48
⑥保田公民館	B 地域 1 車線	R7. 1. 29 ~ R7. 1. 30	85.2 (15:05~ 16:05)	28.4 (0:05~ 1:05)	47.90	37.74
⑦中央地区 公民館	B 地域 1 車線	R7. 2. 4 ~ R7. 2. 5	84.9 (9:20~ 10:20)	40.7 (2:20~ 3:20)	55.22	46.57
⑧宮崎公民館	B 地域 2 車線	R7. 2. 3 ~ R7. 2. 4	81.3 (16:35~ 17:35)	32.6 (23:35~ 0:35)	46.94	40.04

第5章 水質

1. 河川水質環境基準

河川に係る環境基準は、河川ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、基準を設定しています。

この環境基準は、本市においては有田川（安蹄橋から上流の水域）について適用されます。有田川に係る環境基準は、下表 27 のとおりです。

表 27 有田川（安蹄橋より上流の水域）に係る水質環境基準

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(S·S)	溶存酸素(D·O)	大腸菌群数
A (有田川)	・水道2級 ・水産1級 ・水浴 ・農業用水 ・工業用水	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100 mL以下
C (有田川以外)	・水産3級 ・工業用水	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-

2. 河川水質測定

本市では、下図 16 のとおり市内 9箇所において年2回の実態調査を実施しています。令和6年度の測定結果は、次頁表 28 のとおりです。

図 16 測定地点

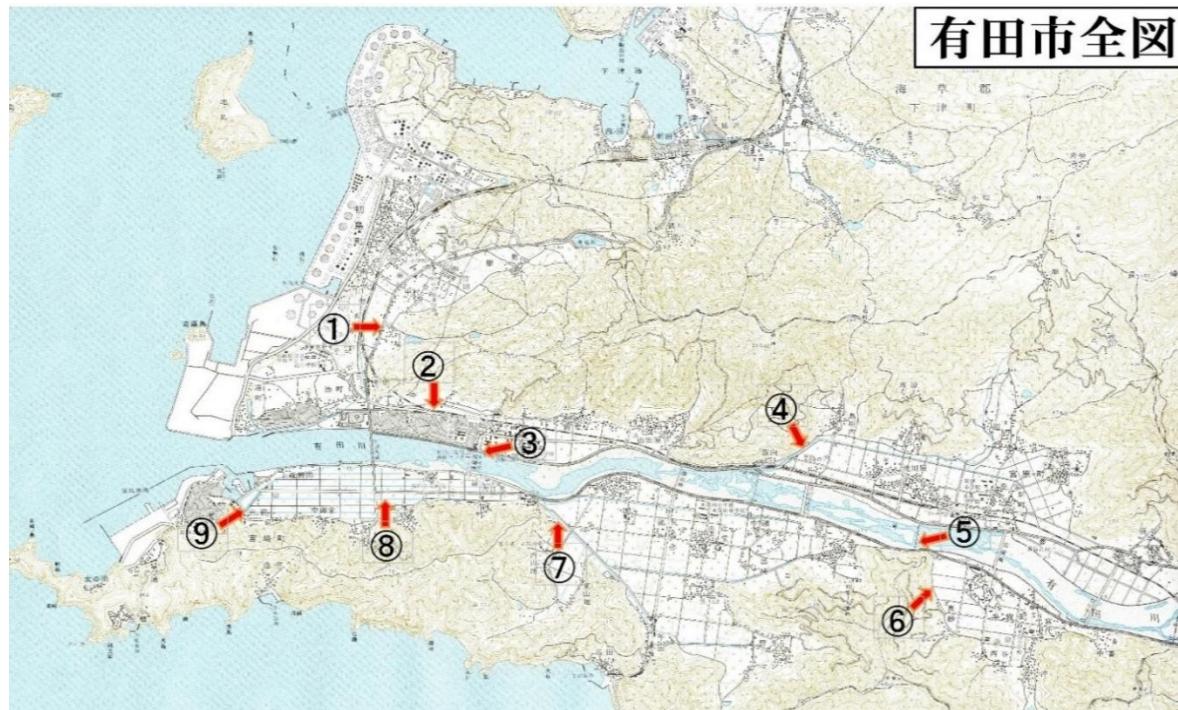


表 28 測定結果

測定場所	測定日	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	塩素イオン(Cl)	浮遊物質量(S·S)	大腸菌群数CFU/100 mL
① 椒川	R6.7.22	9.2	1.4	93.0	11.0	28.0
	R7.1.21	7.6	2.3	190.0	11.0	2,440.0
② 背戸川	R6.7.22	7.6	1.4	660.0	9.2	1,060.0
	R7.1.21	7.4	1.7	9,500.0	18.0	1,740.0
③ 有田川 (下流)	R6.7.22	7.8	<0.5	13.0	2.3	24.0
	R7.1.21	7.4	1.4	11.0	1.3	10.0
④ 西谷川	R6.7.22	9.0	0.9	8.9	1.7	10.0
	R7.1.21	7.0	4.3	27.0	3.5	600.0
⑤ 有田川 (上流)	R6.7.22	7.8	<0.5	13.0	2.3	24.0
	R7.1.21	7.4	1.4	11.0	1.3	10.0
⑥ お仙谷川	R6.7.22	8.6	0.6	13.0	2.3	80.0
	R7.1.21	9.1	3.6	20.0	1.5	540.0
⑦ 高山川	R6.7.22	8.7	0.9	14.0	6.3	200.0
	R7.1.21	7.1	2.9	48.0	15.0	4,600.0
⑧ 箕川 (上流)	R6.7.22	7.6	1.0	27.0	5.5	110.0
	R7.1.21	7.0	1.3	630.0	5.5	156.0
⑨ 箕川 (下流)	R6.7.22	7.6	2.3	2,100.0	8.0	2,000.0
	R7.1.21	7.0	9.4	4,400.0	13.0	300.0

3. 工場排水水質測定

本市では、ENEOS 株式会社和歌山製造所内（初島町浜）において、年4回工場排水の水質実態調査を実施しています。測定結果は、下表 29 のとおりです。

図 17 測定地点



表 29 測定結果

場所 年月日	項目	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD) mg/ℓ	浮遊物質量 (S+S) mg/ℓ	n-ヘキサン 抽出物質	フェノール類	硫化物
基準値	右記数値以下	6.0~8.6	8 mg/ℓ	8 mg/ℓ	1 mg/ℓ	0.2 mg/ℓ	不検出
R01	R1. 6. 3	7.7	2.2	1.0	不検出	不検出	不検出
	R1. 9. 17	7.9	2.5	2.0	不検出	不検出	不検出
	R1. 12. 25	7.5	2.9	8.0	不検出	不検出	不検出
	R2. 3. 2	7.6	2.3	3.0	不検出	不検出	不検出
R02	R2. 6. 2	7.8	1.8	2.5	不検出	不検出	不検出
	R2. 9. 1	8.0	1.1	1.3	不検出	不検出	不検出
	R2. 12. 1	7.5	1.4	2.0	不検出	不検出	不検出
	R3. 3. 1	8.2	1.4	1.8	不検出	不検出	不検出
R03	R3. 6. 1	7.8	-	5.0	不検出	不検出	不検出
	R3. 9. 1	7.9	-	6.0	不検出	不検出	不検出
	R3. 12. 1	7.9	2.0	7.0	不検出	不検出	不検出
	R4. 3. 1	7.8	1.4	5.0	不検出	不検出	不検出
R04	R4. 6. 1	8.0	1.8	2.3	不検出	不検出	不検出
	R4. 9. 1	8.4	1.2	4.0	不検出	不検出	不検出
	R4. 12. 1	8.2	3.6	2.0	不検出	不検出	不検出
	R5. 3. 1	8.1	5.4	8.3	不検出	不検出	不検出
R05	R5. 6. 1	8.1	2.6	8.7	不検出	不検出	不検出
	R5. 9. 4	8.2	3.3	8.0	不検出	不検出	不検出
	R5. 12. 4	8.1	2.5	7.2	不検出	不検出	不検出
	R6. 3. 1	8.1	2.7	6.7	不検出	不検出	不検出
R06	R6. 6. 3	8.1	2.3	5.2	不検出	不検出	不検出
	R6. 9. 10	8.1	2.6	3.8	不検出	不検出	不検出
	R6. 12. 2	8.1	3.0	0.7	不検出	不検出	不検出
	R7. 3. 6	8.0	2.2	0.5	不検出	不検出	不検出

4. 水浴場水質判定

和歌山県内の 20箇所の水浴場について、和歌山県が毎年開設前に水質調査を行っています。

当市の水浴場としては、初島町の地ノ島海水浴場の調査が実施され、令和6年度の判定は AA となっています。

水浴場の水質判定基準は、下表 30 のとおりです。

また、令和6年度県内水浴場の判定結果は、下表 31 のとおりです。

表 30 水浴場水質判定基準

項目区分	水質	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	AA	不検出 検出限界 2 個／100 mL	油膜が認められない	2 mg/ℓ (湖沼は 3 mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
適	A	100 個／100 mL以下	油膜が認められない	2 mg/ℓ (湖沼は 3 mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	B	400 個／100 mL以下	當時は油膜が認められない	5 mg/ℓ以下	1m未満 ～50 cm以上
可	C	1,000 個／100 mL以下	當時は油膜が認められない	8 mg/ℓ以下	1m未満 ～50 cm以上
不適		1,000 個／100 mL超	當時油膜が認められる	8 mg/ℓ超	50 cm未満

表 31 和歌山県内水浴場水質判定結果（令和6年度）

所在地	水浴場名	判定
和歌山市	加太	A
	磯の浦	A
	片男波	AA
	浜の宮	A
	浪早	AA
有田市	地ノ島	AA
日高町	産湯	AA
田辺市	田辺扇ヶ浜	A
すさみ町	すさみ	A
	里野	AA
串本町	橋杭	AA
	田原	AA
那智勝浦町	玉の浦	AA
	那智	AA
太地町	くじら浜	AA
新宮市	三輪崎	AA
白浜町	椿	A
	江津良	AA
	臨海浦	AA
	白良浜	AA

第6章 環境に関する相談

令和6年度において、公害等に関する相談は、63件ありました。

種類別に見ると、典型7公害に関する相談19件（内訳：大気汚染に関するもの7件、水質汚濁に関するもの5件、土壤汚染に関するもの0件、騒音・振動に関するもの4件、悪臭に関するもの3件）と、不法投棄に関する相談6件、その他の相談38件がありました。

大気汚染に関する相談の大半は、野焼き行為によるものでした。その他の相談では、近隣地の雑草等が原因で発生したものが大半を占めました。

野焼きは迷惑行為であり、例外となる廃棄物の焼却を除いて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律※1」により禁止されており、違反した場合は刑事責任を問われることもあります。所有地の管理は所有者の義務ですので、雑草等の処理は適正に行ってください。また、廃棄物は適正に処分するようしてください。

私たちの生活様式が多様化する中で、市に寄せられる相談も複雑多様化し、法律や条例による規制等で処理できるものもあれば、調査をしても原因不明なものや、法令による規制等がなく、対処に苦慮するものも少なくありません。しかしながら、市民の皆様方が安心して生活を営むことのできる環境を構築するため、今後もこのような問題に適正かつ迅速、公正に対応してまいります。

表32 令和6年度相談件数

分類	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音振動	悪臭	不法投棄	その他	合計
件数	7	5	0	4	3	6	38	63

表33 公害等相談件数推移

分類	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
大気汚染	0	4	9	3	12	11	8	20	9	17	7
水質汚濁	1	1	1	1	5	4	9	11	4	4	5
騒音・振動	0	4	2	1	2	0	2	1	1	3	4
悪臭	1	3	4	3	3	2	12	1	1	6	3
不法投棄	0	3	1	0	4	0	0	1	1	8	6
その他	3	14	16	4	18	25	34	34	13	29	38
合計	5	29	33	12	44	42	65	68	29	67	63

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（焼却の禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- ※ 上記一から三による焼却の場合であっても、近隣住民から煙害等の苦情が生じた場合には、焼却を認められません。
- ※ 上記に違反した者は、同法第25条に基づき「五年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金又はこれらを併科する。」とされる罰則が科されます。

第7章 廃棄物

第1節 一般廃棄物分別収集

1. 有田市一般廃棄物分別収集

本市では、平成7年度より市指定ごみ袋による分別収集を実施しています。分別する種類は、可燃ごみ、缶・金属類、ビン類、プラスチック類、その他の不燃物の5種類から始まり、平成13年度にペットボトルを追加し、現在6種類分別でのごみ収集を実施しています。

可燃ごみ・その他の不燃物については、有田市と有田川町で運営する有田周辺広域圏事務組合環境センターで焼却、破碎処理を行っており、再資源化が可能な缶・金属類、ビン類、プラスチック類、ペットボトルについては、有田再生資源協同組合へ処理を委託し、粗大ごみについては、清掃センターにて有料で戸別収集を実施しています。

なお、平成13年4月より特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行に伴って、法の対象となる4品目（テレビ、洗濯機（衣類乾燥機）、冷蔵庫（冷凍庫）、エアコン）については、小売業者による引取りとなりました。

また、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行に伴って、小型家電回収ボックスを市内公共施設10か所に設置しリサイクルを推進しています。

表34 ごみの収集体制

分別の種類	収 集 日	備 考
可燃ごみ	毎週2回：地区指定曜日	
ビン類 プラスチック類	毎月第1・3・5地区指定曜日	
缶・金属類 その他の不燃物	毎月第2・4地区指定曜日	
ペットボトル	毎月第2・4地区指定曜日	
粗大ごみ	随時受付（有料・戸別収集）	令和6年度収集実績 収集件数：1,241件 手数料：1,631,600円

2. 一般廃棄物の収集区域と体制

市内を下記の10地区に分け、委託収集（委託先：有田一般廃棄物収集運搬協同組合）を実施しています。

- ① 箕島・逢井
- ② 初島町（鉄道線路から西側）
- ③ 初島町（鉄道線路から東側）
港町（産業道路から北側）
- ④ 港町（産業道路から南側）
男浦・女ノ浦・矢櫃
- ⑤ 辰ヶ浜（1～9町内）
- ⑥ 辰ヶ浜（10～13町内）
小豆島
- ⑦ 新堂・山田原
- ⑧ 野・山地・古江見
- ⑨ 保田（千田・高田・辻堂・星尾）
- ⑩ 下中島・宮原町・糸我町

3. 一般廃棄物処理の流れ

表 35

可燃ごみ	収集→環境センター→焼却→最終処分場へ
資源ごみ (ビン・金属・プラ・ペット)	収集→有田再生資源協同組合→各再生資源化施設へ
粗大ごみ	収集→環境センター→破碎→資源物回収→最終処分場へ
その他の不燃物	収集→環境センター→破碎→最終処分場へ

表 36 令和6年度一般廃棄物収集量内訳

(単位: kg)

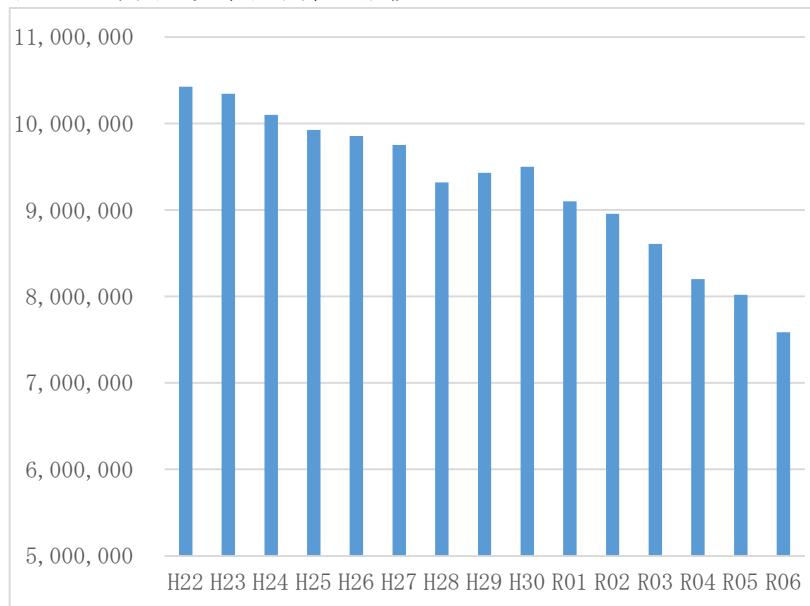
合計	可燃ごみ	資源ごみ					粗大ごみ	その他不燃物
		ビン類	金属類	プラ類	ペットボトル	紙・布		
7,585,880	6,010,350	161,280	72,020	351,690	57,090	6,240	399,540	527,670

※資源ごみ集団回収分を除く

表 37 年度別廃棄物収集量

年度	収集量 (kg)
H22	10,426,650
H23	10,344,300
H24	10,101,186
H25	9,925,478
H26	9,856,167
H27	9,750,309
H28	9,317,210
H29	9,428,300
H30	9,498,605
R01	9,099,667
R02	8,955,100
R03	8,605,786
R04	8,201,201
R05	8,019,740
R06	7,585,880

図 18 年度別廃棄物収集量推移



4. 指定ごみ袋販売状況

表 38 令和6年度指定ごみ袋販売実績

(単位: 枚)

サイズ	可燃用	ビン用	缶・金属用	プラ用	その他不燃物用
大	548,800	7,240	27,360	302,000	44,040
小	542,900	28,560	21,960	22,280	13,840
特小	117,700				

第2節 ごみ減量化対策

1. 資源ごみ集団回収奨励事業

本市では、市民によるより一層のごみ減量化やリサイクル意識の高揚を図ることを目的とし、事前に団体登録を受けた各地域の資源ごみ回収団体が実施する、古紙やアルミ缶、古布等の回収事業について、回収量に応じて奨励金を交付しています。

令和6年度当初の時点で、集団回収団体は44団体が登録されており、回収した資源ごみ1kgあたり3円の奨励金を交付しています。

表39 年度別集団回収実績

年度	回収量(kg)	奨励金額(円)	団体数
H11	1,097,063	6,529,779	54
H12	1,134,270	6,327,765	44
H13	1,190,777	6,621,790	44
H14	1,174,507	6,497,105	39
H15	1,154,976	5,774,878	41
H16	1,117,600	5,582,995	42
H17	1,020,973	5,104,862	42
H18	1,143,069	5,715,343	45
H19	1,144,613	5,723,060	53
H20	1,140,423	5,702,114	47
H21	1,072,774	3,218,322	51
H22	1,049,222	3,147,366	46
H23	1,087,853	3,263,559	46
H24	995,846	2,987,538	47
H25	918,904	2,756,712	47
H26	918,222	2,754,666	47
H27	837,833	2,513,496	47
H28	761,133	2,283,399	49
H29	622,942	1,868,823	48
H30	549,408	1,648,221	46
R01	484,427	1,453,279	46
R02	382,213	1,146,639	47
R03	337,900	1,013,700	47
R04	278,031	834,093	46
R05	232,039	696,117	46
R06	209,222	627,666	44

2. 資源ごみ回収ボックス貸出事業

本市では、令和元年度より、資源ごみ集団回収団体の新規設立を促進することを目的として、資源ごみ回収庫の貸付けを実施しています。

なお、令和6年度は、団体への新規貸付けはありませんでした。

3. 生ごみ処理容器・生ごみ処理機購入費補助事業

生ごみの減量化、堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付しています。

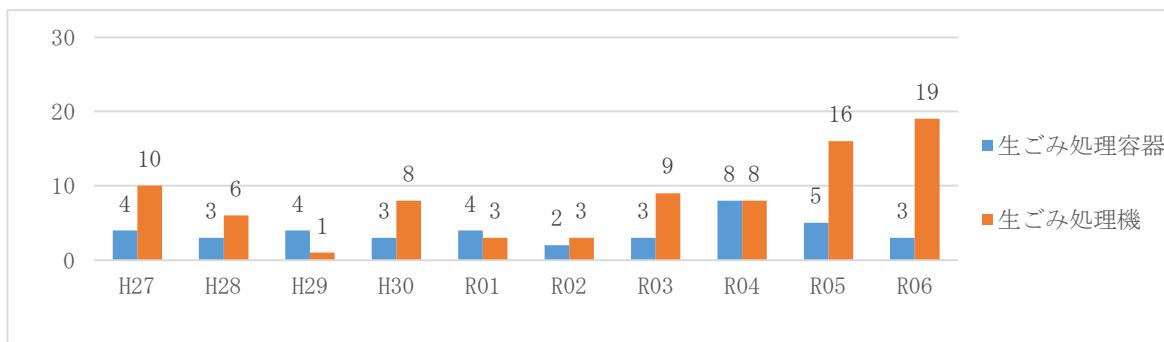
表 40 補助の内容

補助の項目	補助率（上限額）
生ごみ処理容器（コンポスト）	購入価格の2分の1以内（補助上限 3,000 円）
生ごみ処理機	購入価格の2分の1以内（補助上限 20,000 円）

表 41 年度別補助金交付実績

年度	生ごみ処理容器（台）	生ごみ処理機（台）	補助金額合計（円）
H11	7	59	1,181,000
H12	5	47	935,000
H13	2	31	616,000
H14	9	30	627,000
H15	0	23	450,000
H16	0	31	610,000
H17	4	17	342,000
H18	0	23	396,000
H19	5	12	235,000
H20	15	19	415,000
H21	7	17	357,900
H22	11	13	281,000
H23	7	10	163,000
H24	7	11	232,900
H25	8	6	140,700
H26	4	8	169,800
H27	4	10	210,000
H28	3	6	118,900
H29	4	1	31,700
H30	3	8	150,000
R01	4	3	78,200
R02	2	3	64,700
R03	3	9	164,400
R04	8	8	158,000
R05	5	16	309,700
R06	3	19	372,500

図 19 生ごみ処理容器・生ごみ処理機補助金申請数推移（直近 10 年間）（単位：台）



4. 放置自転車の撤去

有田市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成12年1月1日施行）に基づき、放置自転車の撤去を実施しました。

- ・令和6年度撤去台数 … 4台

5. 今後のごみ減量化対策

本市のごみ排出量は、28 ページ図 18 のとおり年々減少しており、令和6年度のごみの総量は、約7,586tで前年より約434t 減量しました。

減少の要因として、人口減少による自然減と、広報紙等を通じて3Rにリフューズ（ごみの発生を回避する行動）を追加した4Rの推進・啓発や、市内の小学校でごみ減量啓発授業を実施して、子どもを通じた家庭や地域への発信を図ったことによって、市民一人ひとりのごみに対する意識が向上した成果であると考えています。

また、以前から実施している地域での資源ごみ集団回収に加えて、これまでごみとして処理していた小型家電のリサイクル回収や、近年増加している民間企業による資源ごみの拠点回収等により、ごみの再資源化が促進されたことも寄与していると考えられます。

しかし、本市で排出されるごみの内、全体の約79%である約6,010tが可燃ごみであり、本市の可燃ごみを処理している環境センターでは、すべて焼却処理しています。可燃ごみは、約4割が生ごみであり、その生ごみの約8割が水分であるといわれていますので、ごみの減量化を推進する上で、生ごみに含まれる水分の減量を行うことが重要となってきます。

そこで、本市では生ごみの減量を目指し、小学校でのごみ減量啓発授業に加えて、生ごみ処理機や処理容器の購入補助事業を実施し、生ごみの水分減量化を推進しています。

今後も、現在行っている4Rの推進・啓発や、小学校で実施している啓発授業、小型家電のリサイクル、資源ごみ集団回収の奨励等の事業に継続して取り組み、ごみの再資源化及び減量化を推進していきます。

第3節 し尿収集運搬

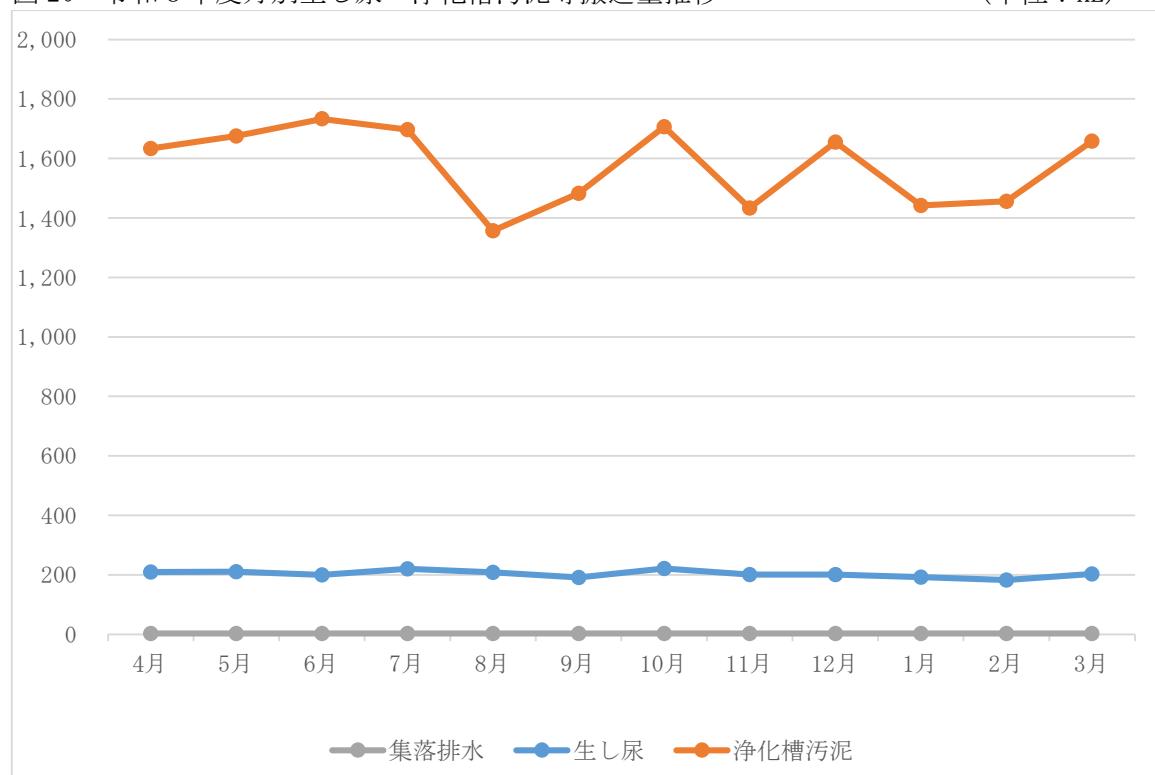
1. 有田市のし尿処理

し尿は、許可業者が各戸収集し、清掃センターにおいて貯留処理した後、大型タンクローリー車（容量 10kL）2台で、有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター（有田川町長谷川）へ搬送し、処理しています。

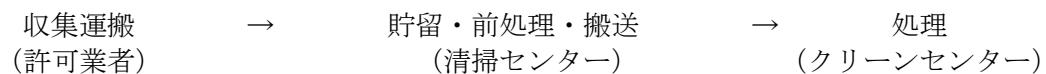
表 42 令和6年度生し尿・浄化槽汚泥等搬送量 (単位 : kL)

搬入月	生し尿	浄化槽汚泥	集落排水	合 計	前年度計
4月	209.44	1,633.97	2.70	1,846.11	1,826.40
5月	210.89	1,675.85	2.70	1,889.44	1,852.75
6月	199.91	1,733.64	2.70	1,936.25	2,051.21
7月	220.53	1,697.23	2.70	1,920.46	1,827.88
8月	208.30	1,357.42	2.70	1,568.42	1,795.91
9月	190.64	1,482.71	2.70	1,676.05	1,626.73
10月	221.39	1,707.11	2.70	1,931.20	1,857.61
11月	200.59	1,433.05	2.70	1,636.34	1,640.66
12月	200.29	1,655.38	2.70	1,858.37	1,900.19
1月	192.06	1,442.16	2.70	1,636.92	1,558.59
2月	182.98	1,455.84	2.70	1,641.52	1,633.08
3月	202.54	1,658.10	2.70	1,863.34	1,806.97
合計	2,439.56	18,932.46	32.40	21,404.42	21,377.98

図 20 令和6年度月別生し尿・浄化槽汚泥等搬送量推移 (単位 : kL)



2. 生し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬処理の流れ



クリーンセンター（し尿処理場）の概要

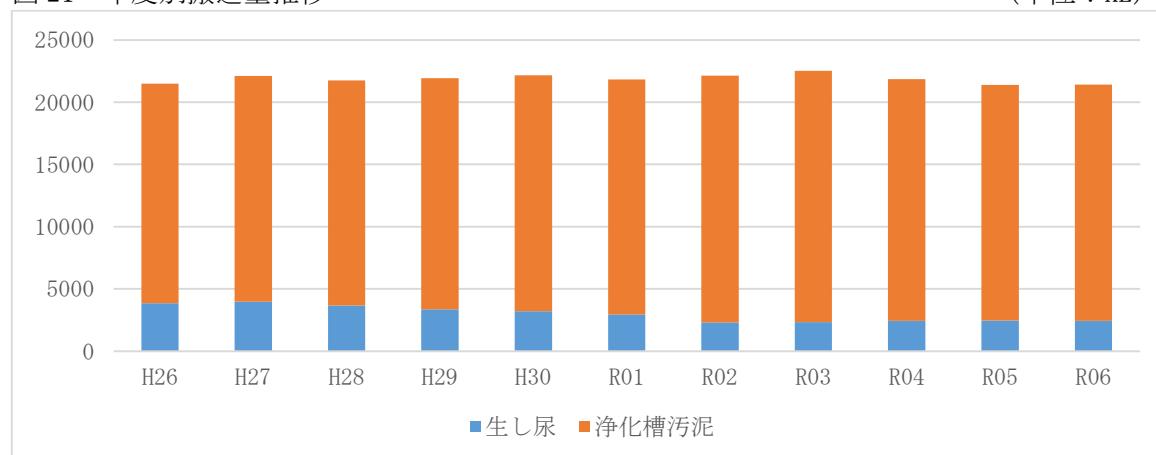
名 称 : 有田周辺広域圏事務組合クリーンセンター
 所 在 地 : 有田郡有田川町長谷川 1552 番地の 137
 敷地面積 : 3,993 m²
 建築面積 : 1,299 m²
 処理能力 : 109kL／日
 処理方式 : [水処理方式] 浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理
 [資源化方式] 汚泥助燃剤化
 放 流 先 : 有田川

表 43 年度別搬送量推移 (単位 : kL)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	搬入量合計
H26	3,853	17,633	21,486
H27	3,982	18,131	22,113
H28	3,673	18,066	21,739
H29	3,353	18,562	21,915
H30	3,208	18,942	22,151
R01	2,951	18,865	21,816
R02	2,300	19,831	22,131
R03	2,323	20,201	22,524
R04	2,415	19,442	21,857
R05	2,452	18,925	21,377
R06	2,439	18,965	21,404

図 21 年度別搬送量推移

(単位 : kL)





令和7年度版環境白書（令和6年度年次報告）

発行 有田市
編集 市民福祉部生活環境課
TEL (0737) 22-3565
E-Mail seikatukankyo@city.arida.lg.jp